2026 年 7 月 2 日

一般社団法人日本老年薬学会
会員 各位

一般社団法人日本老年薬学会
代表理事 大井 一弥

定款改定に伴う事業年度の変更・一部会員区分拡大・休会制度の導入について（ご案内）

平素より本学会の活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。このたび、2026 年 5 月 16 日開催の定時社員総会において定款の一部変更が承認されましたことを受け、事業年度の変更、一部会員区分の枠の拡大、休会制度の導入が決定いたしましたので、ご案内させていただきます。

１.事業年度を以下のとおり変更いたしますので、ご案内申し上げます。

変更前	毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日まで
変更後	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
適用開始について	2027 年度より開始

移行にあたり、2026 年度（令和 8 年度）は例外的に 3 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 13 か月間を 1 事業年度として運用いたします。この期間における年会費につきましては、期間の延長にかかわらず従来どおりの金額とし、会員の皆様に追加のご負担が生じないよう対応いたします。2027 年度（令和 9 年度）以降は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの通常の 12 か月事業年度に移行いたします。

2.会員区分を以下のとおり変更いたしますので、ご案内申し上げます。

区分	改定前	改定後
一般会員	医師及び薬剤師	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他理事会が認めた者
学生会員	学生	学生及び大学院生（社会人大学院生も含む）
支援会員	医師及び薬剤師以外	一般会員及び学生会員に該当しない、老年薬学に関わるその他の職種に従事する者

賛助会員、名誉会員、特別会員に変更はございません。なお、本変更により、現在「支援会員」で新たに「一般会員」に該当することとなる皆様へは、別途、会員区分変更の手続きのご案内をお送りいたします。

3.休会制度の導入
会員の皆様が一定期間、会員資格を保持したまま活動を休止できる休会制度を新たに導入いたします。育児・介護・留学など、さまざまなご事情に対応できるよう設けた制度です。申請方法・対象期間・会費の取り扱い等の詳細は、学会ホームページをご確認ください。

本変更に関してご不明な点がございましたら、下記の事務局までお問い合わせください。何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
一般社団法人日本老年薬学会 事務局
〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11
一ツ橋印刷株式会社 学会事務センター内
TEL：03-5620-1953 FAX：03-5620-1960
E-mail：info@jsgp.or.jp